

平成29年第6回教育委員会定例会

平成29年第6回教育委員会が平成29年5月23日午前9時30分に招集された。

出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成29年5月23日(火) 午前9時30分から |
| 2 場 所 | 健康センター第3会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
植松 紀子 (委員)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石川 智裕 (教育部長)
長井 満敏 (教育部参事)
粕谷 勝 (教育総務課長)
原口 和之 (生涯学習スポーツ課長)
伊藤 高博 (図書館長)
星 治利 (郷土博物館長)
福泉 宏介 (統括指導主事)
井上 真登 (指導主事)
西山 智 (指導主事)
原川 健一郎 (指導主事) |
| 6 書 記 | 小林 真吾 (教育総務課庶務係長)
大津 雄平 |

平成 29 年第 6 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 29 年 5 月 23 日
午前 9 時 30 分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名(植松委員)
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 教育委員報告
- 日程第 4 議案第 12 号 清瀬市立学校職員服務規程の一部改正について
- 日程第 5 報告事項 1 English Camp in Tateshina の実施について
- 日程第 6 報告事項 2 特色ある学校づくり予算について
- 日程第 7 報告事項 3 教育課程調査結果(H29 編成、H28 実施)について
- 日程第 8 報告事項 4 月例いじめ報告について(4 月分)
- 日程第 9 報告事項 5 前回の報告について
- 日程第 10 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が植松委員を指名。

日程第2 教育長報告、教育部長報告

○5月18日、19日 全国都市教育長協議会の奈良大会に出席しました。

○5月20日に第四中学校の運動会が開催されました。本校の運動会で最も驚くべきことは、演技中にフィールド内にほとんど教師がいないということです。さすがに着順判定は公正を期するために教師が主導していましたが、スターターも、着後の誘導も、入退場の誘導も生徒自身の手で行われていました。開会式においても、発話者が朝礼台に立てば教師が声を荒げて指示しなくとも静かになる。ラジオ体操もリーダーを中心に主体的に進められている。無論競技においても、個々の生徒が最後まで力を抜くことなく走り切っている。単なる「統率」ではなく、「個々の正しい判断が集約された姿」であることを感じさせる運動会でした。

日程第3 教育委員報告

(植松委員)

○報告なし

(兵頭委員)

○5月14日 わんぱく相撲(第七小学校)

(粕谷委員)

○5月14日 わんぱく相撲(第七小学校)

○5月20日 第四中学校運動会

(宮川教育長職務代理者)

○4月24日 教育委員会連合会第1回理事会(東京自治会館)

○5月20日 第四中学校運動会

日程第4 議案第12号 清瀬市立学校職員服務規程の一部改正について

(長井教育部参事)

学校職員の通勤について、これまでは自動二輪車及び原動付自転車による通勤を特例として認めておりましたが、都立学校に勤務する職員の自家用自動車による通勤に関する取扱要綱を準用し、原則として禁止することとするため、規程中の当該箇所を改正するものです。

また、これまでは常勤の学校職員にのみ適用してきましたが、非常勤職員等にも規程の範囲を拡大します。

今回の改正について、「規程の対象職員の範囲について」、「通勤届の提出及び自家用自動車による通勤の原則禁止について」、「事務引継ぎの徹底について」の、大きく3点から説明させていただきます。

まず、「規程の対象職員の範囲について」ですが、現行の規程では、常勤の学校職員のみ当規程の適用の対象としていました。しかし、昨今の都内公立学校の服務事故等の発生状況を考えると、常勤職員のみならず再任用短時間勤務の職員、非常勤職員、及び非常勤講師についても当規程を適用し、服務について詳細に規定することが望ましいと考えるため、当該箇所を改正いたします。

なお、時間講師には、一部、当服務規程に該当しない項目があります。履歴事項の届出(第3条)、旧姓の使用(第4条)、職員証の携帯(第5条)、私事旅行等の届出(第17条)、退職届(第19条)でございます。

次に「通勤届の提出及び自家用自動車による通勤の原則禁止について」ご説明させていただきます。通勤届の提出については、通勤手当支給規程により届出の規定がされておりますが、昨今の都内公立学校において、届け出た通勤経路・方法と異なった経路・方法により通勤し、通勤手当の不正受給をした事例が多数発生しております。この状況を踏まえ、服務規程に通勤届の提出について規定し、厳格にすることで事故の発生予防につながると考えられるため、当該箇所を改正いたします。

また、自家用自動車に係る通勤について、これまでも都立学校に勤務する職員の自家用自動車による通勤に関する取扱要綱を準用しておりましたが、この取扱いを明確にするため、当服務規程に加えることといたします。また、これまでは特例として自動二輪者及び原動付自転車による通勤を認めておりましたが、交通事故防止の観点から、所属長がやむを得ないと認める事情に該当する場合を除き、この特例を撤廃いたします。

次に、「事務引継ぎの徹底について」です。人事異動等に伴う前任者から後任者への引き継ぎの際の一層の連携強化を行うため、都立学校の規程を準用します。この改正により、上司は部下が事務引継ぎを行う際には引継ぎ内容の報告や資料の提供を求め、その内容を確認することといたします。

最後に、その他の変更箇所ですが、規程中の文言修正を行っています。それぞれの項目内容に合わせて、職員を学校職員と文言に修正しております。

(宮川教育長職務代理者)

事務引継において、管理職の立ち会いや報告は行っているか。また、時間講師が複数校兼務している場合、移動時間が短くなってしまうと思うが、特例を設けているか。

(長井教育部参事)

事務引継の立ち会いについては、学校の状況も十分把握できていないところがありますので、学校へ聞き取りをしながら、状況をはっきりさせていきたいと思います。

時間講師については、複数校担当しているということで、移動の時間が極端に短くなる場合は、やむをえない事情として、学校長の判断で認めております。

(坂田教育長)

18条の事務引継について、現行では上司への報告が義務付けられているとなっているが、改正案にはその記載がないが、なぜか。

(長井教育部参事)

18条の3項に職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引き継ぎ内容を確認し、必要な措置を講じなければならないとなっており、こちらに置き換えられております

(全員異議なしで可決)

日程第5 報告事項1 English Camp in Tateshina の実施について

(長井教育部参事)

English Camp in Tateshina の実施について、説明いたします。

まず、事業のねらいですが、清瀬市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象として、英語を母国語とする者と短期的・集中的に交流する機会を設け、参加児童・生徒に異文化を理解し、英語によるコミュニケーションの楽しさを味わわせるとともに、進んでコミュニケーションを図ろうとする意欲を向上させるとしました。2泊3日の英語による集団生活を通して、英語によるコミュニケーションになれること、さらには英語を話すことの意欲を高めることをねらいとしています。この、イングリッシュ・キャンプに参加した児童・生徒が、今後各校の英語学習等のリーダーとなることを期待しています。

次に、全体の概要ですが、実施期間は8月1日から3日までの2泊3日、参加者は市立小学校5・6年生、市立中学校1・2年生の希望者30名です。宿泊先は、清瀬市立科山荘ですので、プログラムを通して、立科町の小・中学生との交流を予定しています。参加者の部分に、かっこ書きで示しておきましたが、立科町の児童・生徒6名、ALT1名が参加し、日中のプログラムには一緒に取り組む予定になっています。

次に、引率体制ですが、校長 1 名、小・中教員 1 名ずつ、養護教諭 1 名、指導主事 1 名、コーディネーター 1 名、ALT 5 名のメンバーで、引率を行います。委託業者ですが、事業全体については、JTBが担当します。

次に、当日までの流れですが、現在、各学校にチラシを配布し、参加児童・生徒を募っている段階です。今週いっぱい、参加募集を締め切り、希望者多数場合は、抽選により参加者を決定します。7月24日に事前説明会、8月18日には、参加者による事後学習発表会を予定しています。

次に、現地でのプログラムですが、ALTとともに、英語のみ「All English」で活動することが主なものです。ここは立科町の子供たちが参加し、清瀬市の子どもたちと一緒に活動する予定です。詳細については、これから検討して決めていく部分もありますが、立科町で行うことの利点を生かし、体育館でのスポーツや、フィールドワーク等を計画しています。

次に、現地での対応体制についてですが、病気、ケガ、アレルギー等について、事前に情報共有等を図り対応をして参ります。

最後に、実行委員会についてですが、イングリッシュ・キャンプの実施に当たり、市教委と引率者が課題を共有し、事業の円滑な実施に資するために開催します。安全に注意しながら、参加した児童・生徒にとって有意義な体験の場となりよう、また、実施後は成果を広く市内の学校等に還元できるようにしていきたいと考えています。

以上です。

(宮川職務代理者)

事前の説明会の時や行きバスの中から英語漬けなのか。

(長井教育部参事)

事前説明会については、コーディネーターと調整しながらどのような場とするか検討中でございます。バスの中からは英語漬けになる予定です。

(宮川職務代理者)

プログラムにある、ALTによる自国文化の紹介はどれくらい教育効果があるのか。

(長井教育部参事)

ALTによる自国文化の紹介については、様々な国の留学生からの自国紹介の場となります。教育効果については、再度検証いたします。

(宮川職務代理者)

事後発表会の後の展望はあるのか。

(長井教育部参事)

事後の学習については、市内で様々な英語を使った交流の場がありますので、イングリッシュ・キャンプに参加した子供たちをそのよう場に出て発表等ができるように繋げていきたいと考えております。

(植松委員)

募集人数について、合計 30 名の内訳としては、各学年同じ人数で設定しているのか。

(長井教育部参事)

集まり状況によりますが、各グループに小学生と中学生が均等に入るのが理想と考えております。募集期間が終わった段階で、均等な比率で抽選を行いたいと考えております。

(粕谷委員)

現状の応募状況は。

(長井教育部参事)

募集開始から1週間程度ですが、小学校で十数名、中学校で数名となっております。まだ、応募はされていませんが、指導課への問い合わせも十数件ございます。

(兵頭委員)

市内の外国人や市内で英語活動をしている団体、又は保護者がボランティアという形で参加できるとよいと思ったが。

(長井教育部参事)

市内の外国人や市内で英語活動をしている団体の方たちとのかかわりについては、事後の活動において繋げていきたいと考えております。保護者の参加については、来年度以降検討していきたいと思っております。

日程第 6 報告事項 2 特色ある学校づくり予算について

(福泉統括指導主事)

特色ある学校づくり事業のプレゼンテーションを踏まえた一次査定状況について、ご説明いたします。

1 月下旬に各校校長がプレゼンテーションを行いました。要求額は全校合計で、

11,124,392 円で、査定額は 3,127,440 円となっております。

現在、2 次査定について、各学校から申請が出そろい、指導課において査定をしているところでございます。

(質疑なし)

日程第 7 報告事項 3 教育課程調査結果(H29 編成、H28 実施)について

(福泉統括指導主事)

平成 29 年度教育課程編成及び平成 28 年度教育課程実施に関する調査のまとめを報告します。

まずは、授業日数についてです。今年は学校によってははっきりと差が出ています。小学校では 1 番少ない学校で、1 年生から 4 年生で 207 日、1 番多い学校が第七小学校の 5 年生で 213 日となっています。中学校では、第五中学校が少なく、清瀬中学校と第三中学校が比較的多くなっております。

長期休業期間中及び土、日、祝日等の休業日を授業日とする日数については、こちらも学校によって差がありまして、多い学校では、小学校では、第七小学校が 12 日、中学校では、清瀬中学校、第二中学校、第三中学校が 8 日となっております。少ない学校では、小学校は、芝山小学校、中学校は第五中学校となっております。

次に、授業時数についてですが、第五中学校が特徴的なので説明させていただきます。先ほど、授業日数において第五中学校は少ないとご説明しましたが、授業時数は少なくありません。中間考査の 5 教科を 1 日に実施するなどして、授業日数の確保をしております。

次に、小学校外国語活動についてです。平成 32 年度からの全面実施に向けて、3 年生のみ先行実施を求めているところですが、4 年生については 5 校で先行実施する予定です。5、6 年生については、先行実施を行う学校は第七小学校のみで、特色ある教育活動として、申請してきております。

次に、特別活動の実数としては、移動教室等の学校行事がある場合は、増える傾向にあります。

次に、総合的な学習の時間についてですが、小学校 6 年生から中学校 3 年生まで全ての学校、学年で自己理解を中心としたキャリア教育に取り組もうとしております。また、全ての小中学校で他者と協同して問題を解決しようとする学習活動、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動に取り組むことになっております。

次に、授業日とする日以外で、長期休業期間中及び土、日、祝日等に設置する学習機会についてですが、学校図書館の解放については、夏季休業中に大規模改修を行う第四小学校と第六小学校以外の学校全てで行うこととなっております。また、同じように、基礎学力向上や補充・発展的な学習等のための学習機会の提供も行いま

す。

次に、読書活動については、全ての学校で、学校図書館の利用方法の指導や一斉読書の実施をしていきます。

次に、セーフティ教室については、それぞれの学校の課題に応じて行っていますが、薬物乱用防止、不審者対応及び携帯電話、インターネットにかかわるサイバー犯罪防止に関わる事が中心になっている状況です。

最後に平成 28 年度教育課程の実施状況についてですが、全ての標準時数を上回る結果となっております。

以上です。

(宮川教育長職務代理者)

教育課程の届出を分析してきたと思うが、今後の課題や問題点として考えていることはあるか。

(西山指導主事)

学校とやり取りする中で感じることは、狙いに即して教育課程を組んでいるかどうかです。時数やこなさなくてはいけない項目に目が行きがちで、実際に児童・生徒がどのような状況で、それに対して教員がどういった授業を展開しているのか、学校での分析が中々できず、そのあたりの見取りが甘い状態で教育課程を編成し、形骸化したものになりかねない状況が散見されます。

我々どうしても数、内容の指導がメインになってしましまして、実際のところどういった課題があつて、どこに厚みを持たせるのか、どういった教育活動でそれを解消していくのかという議論ができていない現状があります。

日々訪問をして、下地を作った状態で編成の際には指導助言できればと考えております。

日程第 8 報告事項 4 月例いじめ報告について(4 月分)

(福泉統括指導主事)

小学校で初認定1件ありましたが、現在解消中です。中学校ではいじめの報告はございませんでした。

以上です。

(質疑なし)

日程第 9 報告事項 5 前回の報告について

(福泉統括指導主事)

1 点目、教育課程の編成状況で、臨時休業等対策時数を多く設定していることがございましたので、管理職に確認しました。何かあった時に少しでも余裕があった方が先生方も安心して授業にあたれるということで多めに設定したとのことでした。

2 点目、教科書採択についてです。先日お示しましたスケジュールに則って行っているところです。現在小学校に教科書が入りそれぞれ調査を進めております。

以上です。

日程第 10 その他 今後の日程について

(教育総務課長より説明)

○5 月 26 日(金)関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会(神奈川県大和市)13 時 15 分

○5 月 27 日(土)運動会(清瀬第六小学校、清瀬第三中学校、清瀬第五中学校)

○5 月 31 日(水)東京都市町村教育委員会連合会総会(東京自治会館)15 時 30 分

○6 月 3 日(土)運動会(清瀬第四小学校、清瀬中学校、清瀬第二中学校)

○6 月 15 日(木)清瀬市教育委員会定例会(中清戸地域市民センター第 2 会議室)9 時 30 分

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前 11 時 47 分

平成 29 年 5 月 23 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

委員 植 松 紀 子